

議 事 録

会議名	令和2年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年11月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川幹雄 2番 三留清一 3番 福岡喜輝 4番 中村基寛 5番 藤井薫 6番 金子隆夫 7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員	無		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第11回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、1番と2番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1非農地証明願について、議案番号46号を上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号46号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある普通調整農地2筆です。申請地は平成7年頃から農地法を理解しないまま駐車場として利用しており、違反であることを確知したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に下水管、上水道管が埋設してあり、かつ500m以内に学校が2校存することから第3種農地となります。20年以上前から駐車場として利用していたので農地への復元が不可能であり、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：先日事務局と当該地一之宮八丁目388番、389番を見てきました。第3種農地ということですが現況は駐車場でした。私が小学校に行っている時から駐車場だったと思います。そのような状況でしたという報告です。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号46号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。
暫時休憩いたします。

休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第2農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、議案番号47号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号47号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端農用地区域内にある農用地6筆が買入協議の対象地です。令和2年11月16日に買取申出があり、農地中間管理機構、町、農業委員会で利用調整を行ってきましたが、価格決定まで至りませんでした。当地は、農地中間管理機構を通じて認定農業者に利用集積すべき農用地であると考えますので、農地中間管理機構に買入協議の要請を行うべく議案とさせていただきました。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号47号は原案のとおり買入協議を要請することに決定いたします。続いて日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案第48号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号48号を朗読）

（説明）当案件につきましては、地区担当農業委員の6番と事務局で12筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：先日事務局と本人立ち合いで現地を見てまいりました。全てきれいに管理されていて問題ないと思います。継ぐのは娘さんですけど夫も仕事を辞めて一緒に営農していくということです。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号48号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号78号の1件日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号79号から80号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号81号から91号の11件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

	<p>す。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり10件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 三留 清一

本議事録は、令和2年12月25日、承認・署名を得て確定しました。